

小山工業高等専門学校総合学生支援センター規則

制 定 平成 29 年 1 月 18 日

最終改正 令和 2 年 3 月 4 日

(趣旨)

第 1 条 この規則は、小山工業高等専門学校（以下「本校」という。）運営組織規則第 10 条第 2 項の規定に基づき、本校総合学生支援センター（以下「センター」という。）に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第 2 条 センターは、学習支援、キャリア支援、学生相談及び特別支援教育を推進し、進路に関する指導、学業、メンタルヘルスなど、学生に対する総合的な支援を行うことを目的とする。

(業務)

第 3 条 センターは、前条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- 一 総合学生支援の活動に必要な調査及び分析に関すること。
- 二 学習支援に係る企画、立案及び実施等に関すること。
- 三 キャリア支援についての企画、立案及び実施等に関すること。
- 四 学生相談に関する事業の企画、立案及び実施等に関すること。
- 五 特別支援教育に関する事業の企画、立案及び実施等に関すること。
- 六 その他必要とする事項

(組織)

第 4 条 センターに、センター長その他必要な教職員を置く。

(センター長)

第 5 条 センター長は、教務主事をもって充てる。

2 センター長は、センターの業務を統括する。

(副センター長)

第 6 条 センターに、副センター長を置き、学生主事をもって充てる。

2 副センター長は、センター長の業務を補佐する。

3 センター長に事故あるときは、その業務を代行する。

(室)

第 7 条 センターに次に掲げる室を置く。

- 一 学習支援室
- 二 キャリア支援室
- 三 学生相談室
- 四 特別支援室

2 前項に定める室に関し必要な事項は、別に定める。

(運営委員会)

第 8 条 センターに、センターに関する次に掲げる重要事項を審議するため、運営委員会を置く。

- 一 センターの管理運営に関する重要事項
- 二 総合学生支援の方針に関する事項
- 三 センターに置かれた各室間の連携及び調整を要する事項
- 四 組織及び施設・予算に関する事項
- 五 その他学生支援に関する重要事項

(組織)

第9条 運営委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- 一 センター長
- 二 副センター長
- 三 各室長
- 四 学生課長
- 五 本校の専任教員のうちから、校長が必要と認めた者

(運営委員会委員長)

第10条 運営委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

- 2 委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、副センター長がその職務を代行する。

(運営委員会の議事)

第11条 運営委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ議事を開くことができない。

- 2 運営委員会の議事は、別に定める事項を除き、出席者の過半数をもって決するものとする。

(委員以外の者の出席)

第12条 委員長が必要と認めるときは、運営委員会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(事務)

第13条 センター及び各室の事務は、学生課において処理する。

(雑則)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は校長が別に定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。